

議第110号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、訴えの提起について、平成29年8月17日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

1 相手方

呉市安浦町三津口字高須326番地の19
株式会社ゆうとびあセトウチ
代表取締役 伊藤 健士

2 指定管理者負担金未払額（訴訟物の価額）

17,700,000円

3 請求の要旨

相手方は、呉市に対し、未払の指定管理者負担金を支払うこと。

4 請求の原因

相手方は、グリーンピアせとうちの管理及び運営に関する協定により、平成27年度の指定管理者負担金（定額負担金）として32,000,000円の債務を負ったが、そのうち、17,700,000円について納期限までに支払わなかった。そこで、呉市は、相手方に対し、督促等を行ったが、これにも応じず、もはや自発的に納付する意思が認められないと判断されるので、相手方に対し、当該未払の指定管理者負担金の支払を求め、裁判所に訴えを提起する必要がある。

5 管轄裁判所

広島地方裁判所呉支部

（提案理由）

裁判所に訴えを提起するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、この案を提出する。